

○参考2 学校図書館司書教諭資格の取得について

(1) 学校図書館司書教諭について

学校図書館司書教諭は、学校図書館法第5条第1項の規定に基づき、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、学校に置かれるものです。

(2) 学校図書館司書教諭資格取得に要する科目について

学校図書館司書教諭の資格を得ようとする者は、下記の表に記載する5科目10単位を修得してください。

文部科学省令で定める科目	単位数	左の科目に該当する本学部の授業科目	単位数	履修年次
学校経営と学校図書館	2	学校経営と学校図書館	2	3～
学校図書館メディアの構成	2	学校図書館メディアの構成	2	3～
学習指導と学校図書館	2	学習指導と学校図書館	2	3～
読書と豊かな人間性	2	読書と人間形成	2	3～
情報メディアの活用	2	情報メディアの活用	2	3～

(3) 履修について

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に定める小学校、中学校、高等学校、若しくは特別支援学校の教諭の免許状を取得見込みの者です。

(4) 資格取得までの流れ

4年次の1月

○申請書類提出

卒業後10月頃

○「学校図書館司書教諭講習修了者名簿」に登録されます。

（実際に講習に参加する必要はありません。）

卒業後1年目の2月末～3月初め頃

○各申請者に修了証書を送付

（この時点で資格取得になります。）